

○東京藝術大学ジュニア・アカデミー細則

〔平成29年6月8日
教授会決定〕

改正 令和4年11月10日 令和5年3月12日
令和5年9月7日

(設置)

第1条 東京藝術大学音楽学部早期教育リサーチセンター内規第6条第3号の規定に基づき、東京藝術大学ジュニア・アカデミー（以下「アカデミー」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(組織)

第2条 アカデミーに、アカデミー講師及びその他必要な職員を置くことができる。

2 アカデミー講師は、原則として音楽学部又は演奏芸術センター専任教員が兼務又は本学名誉教授に委嘱するものとする。ただし、必要に応じ、外部の者に委嘱することが出来る。

3 前項ただし書きの者のうち、本学非常勤講師等として勤務経験があり、かつ、客員教授相当の者については、早期教育リサーチセンター運営委員会で審議の上、「アカデミー特別教授」と称することができる。

(校長)

第3条 アカデミーに、アカデミー校長（以下「校長」という。）を置き、音楽学部長が指名する者をもって充てる。

2 校長の任期は3年とする。ただし、校長に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

3 校長は、アカデミーの業務を統括する。

(受講料、入学料及び検定料の額)

第4条 アカデミーの受講料、入学料及び検定料の額は、別に定めるものとする。

(受講料の徴収方法)

第5条 受講料の徴収は、各年度に係る受講料について、前期及び後期の二期に区分して行うものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の受講料は、前期にあつては4月、後期にあつては9月に徴収するものとする。ただし、早期教育リサーチセンター運営委員会が必要と認めるときは、受講料を徴収する月を変更することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、アカデミー受講生の申出があつたときは、前期に係る受講料を徴収するときに、当該年度の後期に係る受講料を併せて徴収するものとする。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る受講料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があつたときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

(退学の場合における受講料の額)

第6条 9月末日までに退学する者から徴収する受講料の額は、受講料の年額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、早期教育リサーチセンター運営委員会が特段の事情があると認める場合は個々の案件に応じた受講料を定めることができる。

(入学料の徴収方法)

第7条 入学料は、入学を許可するときに徴収するものとする。

(検定料の徴収方法)

第8条 検定料は、入学の出願を受理するときに徴収するものとする。

(受講料等の還付)

第9条 納入済の受講料、入学料、及び検定料は還付しない。ただし、受講料については、入学を許可するときに納付した者が、入学年度の前年度末日までに入学を辞退した場合は、この限りでない。

2 前期分受講料納入の際、後期分授業料を併せて納付した者が、その年の9月末日までに退学した場合には、後期分受講料に相当する額を還付する。

(庶務)

第10条 アカデミーの庶務は、早期教育リサーチセンターにおいて処理する。

(雑則)

第11条 この細則に定めるものの他、アカデミーの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、平成29年6月8日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和4年11月10日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年3月12日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年9月7日から施行する。